

第1442回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和3年1月7日 木曜日

開会 9時45分 閉会 11時40分

2 場 所 京都市役所分庁舎 第3会議室

3 出席者	教 育 長	在田 正秀
	委 員	奥野 史子
	委 員	星川 茂一
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

9時45分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第1441回京都市教育委員会会議の会議録について、教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案2件、報告1件

イ 非公開の承認

議案2件、報告1件について、市長の作成する議会の議案に対する意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第3条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案2件、報告1件について、会議を非公開とすることを宣言。

議第27号 京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について

(事務局説明 本荘 学校統合推進室 計画課長)

左京区・西京区・伏見区における、令和4年4月1日の学校統合に伴い、「京都市立小学校条例」を改正する条例案を2月市会に提案するため、概要について説明させていただく。

まず、左京区の静原小学校においては、今後も児童数の増加が見込めないことから、静原小学校を市原野小学校へ統合することを、両校の地元とPTA等で組織された「市原野・静原小学校統合検討協議会」で合意され、昨年8月に要望書の提出を受けたところである。また、要望書の中で、市原野小学校の「校名を変更することなく」とされていることから、静原小学校を廃止し、市原野小学校へ統合する。

次に、西京区の西陵中学校区においては、竹の里小学校・福西小学校・西陵中学校の3校を統合して令和7年4月に小中一貫教育校を開校するため、令和4年4月から、福西小学校敷地に新校舎を建設する工事期間中、竹の里小学校敷地において、福西小学校と竹の里小学校の2校を一次統合する予定である。一次統合校の校名は、3校の地元2地域と3校PTA等で組織された「西陵中学校区小中一貫教育校創設協議会」から、昨年10月、「竹の里」とする要望書の提出を受けており、福西小学校を廃止することで、竹の里小学校として一次統合するものである。

次に、伏見区の小栗栖中学校区においては、小栗栖小学校・小栗栖宮山小学校・石田小学校・小栗栖中学校の4校を統合して令和7年4月に小中一貫教育校を開校するため、令和4年4月から、小栗栖小学校敷地に新校舎を建設する工事期間中、石田小学校敷地において、小栗栖小学校と石田小学校の2校を一次統合する予定である。一次統合校の校名は、4校の地元3学区と4校PTA等で組織された「小栗栖中学校区小中一貫教育校創設協議会」から、昨年12月、「石田」とする要望書の提出を受けており、小栗栖小学校を廃止することで、石田小学校として一次統合するものである。

それでは、それぞれの地域における学校統合の経緯等について、順にご説明する。

市原野小学校と静原小学校の統合について、経過として、令和元年11月から12月にかけて、静原小学校のPTAや静原自治振興会等において、令和4年度からの市原野小学校との統合を決定され、統合協議の申入れを受けた市原野小学校PTAや市原野自治連合会においても、令和2年3月に静原小学校との統合が承認された。それぞれの地域・PTAで統合への方針が了承されたことから、両校の関係者による「市原野・静原小学校統合検討協議会」を6月に発足、7月の第2回会議において「令和4年4月に静原小学校を市原野小学校へ校名変更することなく統合する」ことを最終合意され、8月に教育委員会に要望書が提出された。統合校の校名については、要望書を受け、「市原野小学校」の校名をそのまま使用することとする。なお、参考として、市原野小学校と静原小学校の変遷を記載しているが、提出された要望書も「明治8年の創立を同じくし、かつて静市野小学校として共に歩んだこともある両校の歴史、伝統を受け継いだ新しい学校文化を創造するとともに、両校の教育内容を融合した教育活動を展開できる環境整備に努めること」と、統合校への思いが込められたものとなっている。今後、昨年12月に発足した「市原野・静原小学校統合推進協議会」において、統合準備に係る具体的な協議を進めるなど、令和4年4月の学校統合に向けた取組を進めてまいる。両校の児童数・学級数については、資料(4)

のとおり、静原小学校は今年度4年・6年には児童が在籍せず4学級となっており、また、市原野小学校でも児童数は減少傾向であり、令和4年度の統合時は合わせて8学級・228名になると見込んでいる。両校の校区図は（5）の通りである。

次に、竹の里小学校と福西小学校の一次統合について、経過として、平成26・27年度の洛西担当区長懇談会において、竹の里地域自治連合会から統合検討について要望があり、その後、平成30年3月から12月にかけて竹の里小学校・福西小学校・西陵中学校の各PTA総会において「小中一貫教育校の早期の創設を目指した取組を推進する」ことを決議された。令和元年7月には、竹の里・福西両自治連合会から、「令和7年度を目途に2小学校を統合し、西陵中学校と合わせた施設一体型・小中一貫教育校の創設」を求める要望書が提出された。また、令和2年10月には、竹の里・福西両自治連合会と3校PTA等で組織された「西陵中学校区小中一貫教育校創設協議会」から、新校舎の建設工事期間中に竹の里小学校と福西小学校を一次統合する学校の校名を「竹の里」とすることを求める要望書が提出された。校名要望書では、「竹の里小学校の敷地、校舎を活用した統合であり、現在の校名とすることで、児童・保護者の負担を少なくするとともに、小中一貫教育校の開校準備に注力できる」ことを理由に地元案を選定されており、これを受け、一次統合校の校名は「竹の里」とするものである。また、一次統合に際しては、対等な統合として小中一貫教育校につながる学校づくりに尽力いただきたいとされている。なお、令和7年度開校予定の小中一貫教育校の校名については別途要望するとされている。今後、一昨年10月に発足した両地域やPTAの代表等で構成される「西陵中学校区小中一貫教育校創設協議会」において、統合準備に係る協議を進めるなど、令和4年4月の一次統合及び令和7年4月の小中一貫教育校の創設に向け取組を進めてまいる。児童生徒数は、資料（4）のとおり、児童数は少し増え、令和4年度時点の一次統合校については、13学級で児童数は約450人を見込んでいる。なお、3校の校区図は資料（5）のとおりである。

次に、小栗栖小学校と石田小学校の一次統合について、経過として、令和元年5月～6月にかけて、小栗栖小学校・小栗栖宮山小学校・石田小学校・小栗栖中学校の各PTA総会において「小中一貫教育校創設に早期に取り組む」ことを決議され令和元年12月には、地元3学区と4校PTA等で組織された「小栗栖中学校区小中一貫教育校創設検討協議会」から、「3小学校を統合し、小栗栖中学校と合わせて、できる限り早期に施設一体型小中一貫教育校の新設」を求める要望書を提出された。また、令和2年12月には、「創設検討協議会」を引き継いだ「小栗栖中学校区小中一貫教育校創設協議会」から、新校舎の建設工事期間中に小栗栖小学校と石田小学校を一次統合する学校の校名を「石田」とすることを求める要望書が提出された。校名要望書では、「石田小学校の敷地、校舎を活用した統合であり、現在の校名とすることで、児童・保護者の負担を少なくするとともに、小中一貫教育校の開校準備に注力できる」ことを理由に地元案を選定されており、これを受け、一次統合校の校名は「石田」とするものである。また、一次統合に際しては、対等な統合として、小中一貫教育校につながる学校づくりに尽力いただきたいとされている。なお、令和7年度開校予定の小中一貫教育校の校名については、別途要望するとされている。今後、昨年6月に発足した3学区やPTAの代表等で構成される「小栗栖中学校区小中一貫教育校創設協議会」において、統合準備に係る必要事項の協議を進めるなど、令和4年4月の一次統合及び令和7年4月の小中一貫教育校の創設に向けた具体的な取組を進めてまいる。児童生徒数は、減少傾向が続いており、令和4年度時点の一次統合校については、7学級

で、児童数は200人を下回ると見込んでいる。なお、4校の校区図は資料（5）のとおりである。

（委員からの主な意見）

【奥野委員】 市原野小学校と静原小学校の統合について、中学校も合わせた統合については検討されなかったのか。また、市原野小学校と静原小学校はかつて「静市野小学校」という校名だったようだが、その校名を使用するという議論はなかったのか。

【事務局】 両校は洛北中学校区であるが、洛北中学校区には6小学校あり、小中一貫教育校となると校区も広大なうえ、検討に時間もかかることとなるため、静原小の保護者・地元としては市原野小学校との統合で合意された。

「静市野小学校」にするという議論もあったが、校名を変えることになると通常は公募等を行っており、検討に時間を要することになる。児童数が減少する中、令和4年度に統合したいという地元等の皆様の思いもあり、現在の校名にすることとされた。

（議決）

教育長が、議第27号 京都市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第28号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

（事務局説明 福知 総務課長）

議第28号「京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について」、資料に基づき、説明する。

地方自治体の職員の定数については、地方自治法第172条第3項により、条例で定めることになっている。この規定に基づき、行財政局が2月市会において令和3年度の職員定数を反映した「京都市職員定数条例の一部を改正する条例」の制定について提案するにあたり、教育委員会関係分の改正を市長に依頼するための議案である。

なお、この職員定数は職員数の上限という位置づけの数字となるので、実際の職員数は職員定数よりも少なくなる。また、平成29年度より府費負担教職員の給与費が府から移譲されたことに伴い、市立小・中・総合支援学校の「旧府費負担教職員」も本条例の対象となっている。

令和3年度については昨年度比で24名減を予定しており、その主な内容について説明する。なお、現時点での見込みの数字であり、今後変更となる可能性がある。

各校種の児童生徒数の自然減や、双ヶ丘中学校と高雄中学校の統合に伴い、校長・教員で11名、事務職員で14名減員する。

国の加配定数の改善見込を反映して、校長・教員で19名増員する。また生徒数増加に伴い、中学校3年生の30人学級の市単費加配増に伴い、3名増員する。

令和3年4月に開校する、京都奏和高等学校への移行完了前の一時的な学校数増の影響を反映し、校長・教員で7名、事務職員で1名増員する。伏見工業高等学校定時制と西京

高等学校定時制は、現在の在校生が卒業するまで存続し、当面は3校体制となることによるものである。

双ヶ丘中学校と高雄中学校の統合に伴い、管理用務員を1名減員する。

退職者を正規職員で補充せず、会計年度任用職員化することに伴い、管理用務員を6名、給食調理員を22名減員する。

最終的に24名を減員し、令和3年度条例定数を「8,941人（うち校長及び教員7,528人）」と改正したい。

なお、本市の危機的な財政状況から、職員の人件費についても抑制が求められており、現在実施されている「京都市持続可能な行財政審議会」においても、人件費総額や職員数が他都市平均と比較して高いことについて、委員の皆様から御意見をいただいているところである。職員数については、令和3年4月に2年生から順次学年進行して、5年計画で実施される小学校での35人学級化による教員定数など、児童生徒に直接関わる職員はしっかりと確保しつつも、業務の効率化、委託化等により、教育委員会全体の職員数を削減して参りたい。具体的な削減数については、行財政局との調整のうえ、令和3年度以降の「次期定員管理計画」として、令和3年度当初に策定予定である。

（委員からの主な意見）

特になし

（議決）

教育長が、議第28号 京都市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

オ 報告事項

報告 令和3年度教育予算の編成について

（事務局説明 福知 総務課長）

本日は、令和3年度予算編成の途中経過について、大きく4点に分けて御報告させていただく。なお、例年と言えば、新規・充実要求の内容を中心に、各局の要求内容が公開される11月中旬に教育委員会会議でいったん御報告しているところであるが、未曾有の財政危機にあつて、今年度は「新たに何をするか」よりも「何を見直すか」という改革に主眼が置かれた予算編成となっており、11月時点で要求公開も行われていない。

まず、年末の市長記者会見の内容について、12月28日に、門川市長が今後の行財政改革に向けた大きな考え方と、いくつかの具体的な改革事項について、記者会見を行ったものである。

端的に言えば、本市では国や他都市の水準を上回る施策を推進してきたが、一方で他都市よりも脆弱な税収構造であり、支出が収入を上回る状況が常態化していたところ、新型コロナの追撃ちがあり、今、危機的な財政状況にある。このままでは、令和8年度に基金が枯渇し、その数年後には夕張市以来の財政再生団体に転落する危機に直面している。こうした状況をなんとか回避するため、令和3～5年度の3年間を「集中改革期間」と位置付けることとされており、今後の取組の方向性として、改革の6つの視点が示されている。

- ・「視点１」は、担税力のある子育て世代の定住促進など、持続可能な都市の構築が謳われている。
- ・「視点２」は、敬老乗車証をはじめとする国基準を上回る施策や補助金の見直し、そして令和３年度は本市主催のイベントをいったん全て休止または本市負担ゼロとすることが記載されている。
- ・「視点３」は、令和３～５年度の集中改革期間に予算計上を見送る公共工事が挙げられており、教育委員会関係で、「総合教育センター増築棟整備」の予算計上を見送ることが明記されている。総合教育センターの増築棟整備については、現在、基本計画を策定中で、令和３年度は設計に着手する予定であったが、厳しい財政状況であること、またオンライン教職員研修など新たな研修の在り方を検討すべき状況にあることから、いったん事業をストップさせることとした。
- ・「視点４」は受益者負担の徹底や民間活力の導入、施設保有量の適正化などに取り組むことが記載されている。
- ・「視点５」は、公共下水道事業をはじめとした全会計連結の視点を重視することが記載されている。
- ・「視点６」は、人件費について、職員数の削減、時間外勤務の縮減、そして短期的な人件費抑制、いわゆる給与カットを検討することが記載されている。

こうした市全体の状況を踏まえ、教育委員会における令和３年度から７年度にかけて取り組む改革の方向性についてまとめている。

まず、建物整備費などの投資的経費については、校舎長寿命化リニューアルやプールリニューアルといった一定のペースで整備を進めてきた事業について、一時的にペースを見直すことを考えている。また、危険ブロック塀対策については、安全対策であるものの、児童生徒が近づかない塀を後回しにすることを考えている。次に人件費については、学校統合による教職員配置数の削減効果を見込むとともに、ALTの増員をいったん中止する。その他の事業経費や事務経費について。まず学校経常運営費について、これまで聖域としてきたが、一定の削減もやむを得ないと考えている。

また、長期宿泊自然体験事業やスチューデントシティ・ファイナンスパーク事業、青少年科学センター学習については、感染予防対策のため、令和３年度は一時的に中止・縮小することとしている。

次に、私立高校教育奨励補助については、５０年以上続けてきた補助金であるが、市立学校の経常運営費も削減せざるを得ない状況の中、いったん休止する。このほか、団体補助を中心に補助金の見直しを行う。スクールカウンセラーの報酬単価については、指定都市平均を上回っていたため、見直す。図書館の関係では、図書購入費を一定削減するとともに、将来的には夜間開館の縮小を検討する。

次に歳入確保について、個人・企業からのふるさと納税寄付の確保に努める。資産の有効活用として、行財政局と連携のうえ、学校跡地の積極的な活用を進める。

続いて、新規・充実事業について。厳しい財政状況にあっても着実に取り組むべき重要な案件に絞って要求している。まず、「小学校における３５人学級の段階的実現」について。国において小学校２～６年生の３５人学級が令和３年度から段階的に法制化される方針となったことを受け、必要な経費を計上するもの。なお、令和３年度は小学校２年生が３５人学級となるが、既に加配定数を活用して３５人学級が実現しているため、学級数に大きな変動はない。

次に、「GIGAスクール構想の推進」については、今年度末までに1人1台端末が各学校に納品され、令和3年度はいよいよ各学校での本格的な活用が始まる年となる。そこで、「学習支援ソフトの導入」として、デジタルドリルや採点補助ソフト、授業支援ソフトの3種類を導入するとともに、円滑な活用に向けた教員支援のため、ICT支援員の配置及びサポートデスクの体制強化に必要な経費を計上している。

次に「学校園における感染症対策等の教育活動継続支援経費」として、消毒液購入費など、コロナ禍での学校教育活動に必要な経費について、令和3年度当初予算として要求している。ただし、国の第3次補正で感染予防対策のための学校配分経費が計上されたことを受け、2月補正予算として計上して国の補助を取り込んだうえで、予算を繰り越して令和3年度当初予算と一体的に活用する見込みとなっている。国の第3次補正では、1校あたり80～240万円の学校裁量経費を配分する内容となる見込みであり、十分な予算が確保できると考えている。

「学校・幼稚園における働き方改革のより一層の推進」についてである。教員の業務をサポートする校務支援員について、コロナ対応のために令和2年度補正予算で全校配置に拡大したところ、令和3年度も全校配置を継続することとしている。

「学校増収容対策」については、児童生徒数が増加傾向にある北総合、西総合、七条第三小学校の増収容対策に新たに着手することとしている。

「学校園及び教育施設の照明LED化調査」については、蛍光灯照明器具の生産終了、二酸化炭素排出量の削減、電気代の抑制の3つの観点から、全庁的にLED化を進める必要があり、まずは導入手法等についての調査を行う。

今後の査定で内容に変更がある可能性があるので、その点は、また予算議案を御審議いただく2月当初に御報告させていただく。

(委員からの主な意見)

【野口委員】 「GIGAスクール構想の推進」におけるICT支援員の配置について、どのような人材を想定しているのか。

【事務局】 業者委託も視野に人材を確保する予定であるが、元々専門性が非常に高い人材を多数確保することは困難であり、人件費単価の面でも、学校での機器の運用管理や教員の補助をしていただき、複数校を巡回する中で優れた取組を他校にも伝えるなど徐々に助言的な立場でも活躍していただきたいと考えている。

【教育長】 業者委託の一方で、年度当初からICTスキルの高い人物を直接雇用することも検討しており、学校現場を熟知している人材を任用し、業者委託と併用していきたい。市全体のトラブルへの対応や専門性の高い部分はサポートデスクが役割を担い、サポートデスクの体制についても強化する。また、教育委員会において各課横断的なプロジェクトチームを結成し、取組を進めていきたい。

【笹岡委員】 ICT支援員は何名配置する予定なのか。

【事務局】 地方交付税措置は4校に1人分（本市では65名程度）とされており、予算措置も交付税並である。実際には直接任用と業者委託の併用など効果的な活用を検討中である。

【奥野委員】 学校経常運営費のカットについては、学校現場への影響が大きいと思うが、

実際にどのような影響が生じるのか。学校現場の士気が下がらないように、教育委員会から学校現場へのその他の予算措置状況も含め、丁寧な説明が必要である。

【事務局】 学校経常運営費は各学校長の裁量経費であるが、可能な限り教材費など子どもに関わる経費に影響を与えないようにする必要がある、光熱水費も既に可能な限りの節減に努めていただいている中ではあるが、例えばデジタル化による紙の削減など工夫いただく必要がある。

【教育長】 学校経常運営費は一定の削減を検討せざるを得ないが、国の第3次補正による学校配分経費の活用や、教育振興基金の取崩しなどにより、例えば図書購入費は現状維持とすることなども検討しており、子どもの教育環境への影響を最小限とするよう努力したい。

【高乗委員】 教育予算は、児童生徒数が減少したからといって単純に減るものではなく、削減が難しいと考える。今回の見直しのプロセスについて教えてほしい。教育効果の低いものは廃止していけば良いが、予算削減のために数字合わせで事業が縮小されていくことにならないよう、留意してほしい。

【事務局】 人件費、投資的経費は行財政局から1件ずつ査定を受けており、例年以上に厳しい査定が行われている。その他の事業費・事務費については、シーリングをかけたうえで予算枠が示された中で局裁量により予算を編成している。

経費ありきではなく、新しい生活スタイルの下で、一人一台端末の活用によるオンライン学習と従来の体験型学習のベストミックスなど、大きなビジョンを持ちながら、行財政改革にも取り組んでまいりたい。

【教育長】 局裁量枠予算も施設の維持管理費など固定的経費が多く、事業費・事務費のみでは一定以上の削減が困難なため、教育費予算の大半を占める人件費や投資的経費も一体的に見直しを検討している。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

12月3日	教育福祉委員会
12月12日～	PTA フェスティバル（オンライン実施）
12月16日	小栗栖中学校区一時統合の校名要望書提出
12月23日	教育福祉委員会
12月23日～25日	2学期終業

○事務局から当面の日程について説明

(5) 閉会

11時40分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長